

## 論考①

## 『古事記』序文と「上五経正義表」

高橋 俊之

## 一、はじめに

『古事記』序文は、これまで複数の漢籍の典拠が指摘され、その中でも、特に「上五経正義表」を基本的な骨子として叙述されたことが幾度か指摘されている<sup>①</sup>。

前漢の頃に儒学が官学となると、儒教の經典である「五経」(『周易』、『尚書』、『毛詩』、『礼記』、『春秋』)が重んじられるようになり、隋代の科挙の成立に伴って経書と経学はますます重視されるようになる。しかし、魏晋南北朝時代を経て、経書と経学には既に多くの異文や異なる解釈があり、科挙の基準たるべき本文と注釈書が求められるようになっていく。そこで唐の太宗の命によって、「五経」本文の定本たる「五経定本」が顔師古によって作られた。そして、その次に「五経」の注釈書である「五経正義」(『周易正義』、『尚書正義』、『毛詩正義』、『礼記正義』、『春秋正義』)が編纂された。「五経正義」は、貞観年間に孔穎達等に修撰が命じられるが、学者の間で解釈が分れ、孔穎達が発命中には完成せず、永徽年間に長孫無忌等に改めて「五経正義」刊定(定本とすること)の命が下ることとなるのである。そして、永徽四年に完成した「五経正義」を献じる際に、長孫無忌が「五経正義」に添えて献上したのが、「五経正義」の上表文である「上五経正義表」である。

『古事記』序文は、標題に「并序」とあるにも関わらず、「上五経正義表」に依拠した上表文の体裁を持つことが偽書説を中心として問題とされてきた。表序（上表文と序文）の問題について、日本と中国の表序を詳細に検討した矢嶋泉氏は、日本のみならず、中国においても上表文の形態をもつ序文があることを指摘し、皇帝に献上する序文は上表文に近似しやすいものであったことを指摘した。さらに、矢嶋氏は『古事記』序文と日本の国史の序文を比較し、両者に共通する構造的性について論じた<sup>2)</sup>。しかし、序文と上表文が何故近似しやすいのかについては、まだ検討の余地があるだろう。

また、『古事記』序文が何故「上五経正義表」に依拠したのか、という問題については、大槻信良氏<sup>3)</sup>が、中国において、国の基盤たる道徳的・政治的教養の学問の中核である経書の注釈の集大成としての「五経正義」成立と国家の基盤である政治的史書としての『古事記』成立が重なることを指摘する。また瀬間正之氏<sup>4)</sup>が、『古事記』序文の「斯乃、邦家之経緯、王化之鴻基焉」の典故である「上五経正義表」の「斯乃邦家之基、王化之本者也」という記述が、さらに「毛詩序」を典拠としていることを踏まえて、『古事記』本文における歌謡の記載意義に言及している。序文と本文の関係性を考える上でも注意すべき指摘であろう。

本稿では、『古事記』序文と「上五経正義表」の検討を通して、太安萬侶が「上五経正義表」をどのような形で披見していたのかを考察し、序文と上表文の近似性の問題を明らかにして、『古事記』序文が「上五経正義表」の文脈をどのように踏襲しているのか、また、太安萬侶が『古事記』序文の骨子として、何故「上五経正義表」を選んだのかを考察していきたい。

## 二、太安萬侶披見「上五経正義表」

『古事記』序文は先学が指摘するように「上五経正義表」を骨子としており、「上五経正義表」を参考とした上で書いたことは間違い無かろう。特に山田孝雄『古事記序文講義』<sup>5)</sup>や倉野憲司『古事記全註釈 第一巻 序文篇』<sup>6)</sup>は、『古事記』序文と漢籍との詳細な比較検討を行い、『古事記』序文を精緻に考察した注釈書として注目される。倉野憲司氏は、『古事記』序文と「上五経正義表」を比較する上で、『全唐文』所収の「進五経正義表（上五経正義表）」を用いて考察を行っており、同書の中にも付録として『全唐文』所収「進五経正義表」を収載している。倉野氏の『古事記』序文と「進五経正義表」の比較は精緻であり、優れた指摘であるといえる。しかし、『全唐文』は、清代の嘉慶十九年（一八一四）に、宮中に残された唐代の写本である唐鈔本や、先行する類書など用いて、唐五代の文章を作者ごとにまとめて編纂した散文集である。そのため『全唐文』所収「進五経正義表」は清代に新たに再編纂された形態であり、太安萬侶が披見した「上五経正義表」とは異なった形態であるといえる。そこで、太安萬侶が披見していた「上五経正義表」について、改めて考察する余地が残っていないよう。

上表文は、皇帝に奉る文書であり、その形態は元来は一枚物であったと考えられる。「上五経正義表」も一枚物の文書として、完成した「五経正義」とともに、長孫無忌によって皇帝に奉られたと考えられる。その「上五経正義表」が奈良時代の日本へのどのように伝来したのかについては、いくつかの可能性が考えられよう。一つ目は上表文の本来の形態である一枚物で伝来した可能性、二つ目は既に「五経正義」に付された形態で伝来した可能性、三つ目は上表文集や文例集のような別の書物として編纂された形態で伝来した可能性である。しかし、一枚物の文書が日本

にそのままの形態で伝来したとは考えがたい。そこで、太安萬侶が披見したであろう「上五経正義表」の形態について、現存する「上五経正義表」を収載する諸文献から考えたい。<sup>7)</sup>

- ① 書陵部本『尚書正義』所収「上五経正義表」(南宋・孝宗朝刊、单疏本、宮内庁書陵部蔵)
  - ② 嘉業堂叢書本『尚書正義』所収「上五経正義表」(中華民國五年(一九一六)刊、单疏本)
  - ③ 書陵部本『春秋正義』所収「上五経正義表」(文化二十一年(一九一五)一八一六)写、单疏本、正宗寺本の転写本、宮内庁書陵部蔵)
  - ④ 嘉業堂叢書本『春秋正義』所収「上五経正義表」(中華民國八年(一九一九)刊、单疏本)
  - ⑤ 傳增湘旧蔵本『周易正義』所収「五経正義表」(南宋・孝宗朝刊、单疏本、中国国家図書館蔵)
  - ⑥ 足利学校本『尚書正義』所収「上五経正義表」(南宋・紹興乾道年間刊、経注疏合刻本、足利学校遺跡図書館蔵)
  - ⑦ 弘化四年版本『尚書正義』所収「上五経正義表」(弘化四年(一八四八)刊、経注疏合刻本、足利学校本『尚書正義』の覆印本)
  - ⑧ 楊守敬旧蔵本『尚書正義』所収「上五経正義表」(南宋期刊、経注疏合刻本、中国国家図書館蔵)
  - ⑨ 瞿氏鐵琴銅劍樓旧蔵八行本『周易注疏』所収「五経正義表」(南宋期刊、経注疏合刻本、中国国家図書館蔵)
  - ⑩ 斯道文庫所蔵本『周易注疏』所収「五経正義表」(室町後期写、経注疏合刻本、斯道文庫蔵)
  - ⑪ 宋刊本『周易要義』所収「上六経正義表」(南宋期刊、中国国家図書館蔵)
  - ⑫ 『全唐文』所収「進五経正義表」(嘉慶十九年(一八一四)刊)
- 右は管見の限りではあるが、「上五経正義表」を収載する諸文献である。多くは「五経正義」の刊本であるが、刊

行年や伝来が諸文献ごとに異なっているため、諸文献間の関係性は必ずしも明らかではない。しかし、右の諸文献を大別すれば、①から⑤の単疏本の「五経正義」と、⑥から⑩の経注疏合刻本の「五経正義」、そして、『周易注疏』を摘要する⑪『周易要義』と、散文集の⑫『全唐文』に分けられる。

①は、宮内庁書陵部蔵の南宋・孝宗朝刊の単疏本『尚書正義』である。単疏本とは、経書の「経」文・「傳」文を「○○至○○（傳○○至○○）」と省略して表記した「標起止」と呼ばれる標題に、孔穎達の「疏」文のみが載せられた形態で、「経」文・「傳」文の本文を載せた別の経書の傍らに置いて用いられることを前提とした「五経正義」の形態である。①の冒頭には、端拱元年（九八八）に「五経正義」の北宋刊本を刊行するにあたって校勘を行った孔維等の上表文が付され、その次に長孫無忌の「上五経正義表」、孔穎達の「尚書正義序」が付されている。①と同じ単疏本の文献としては②から⑤の「五経正義」が挙げられる。②は中華民国五年（一九一六）刊ではあるが、中華民国時代の蔵書家であった劉氏が所蔵していた宋刊本を基にした単疏本である。③は文化二十三年（一九一五—一九一六）に書写された単疏本で、常陸国の正宗寺の写本を祖本に持つ転写本である。この正宗寺本は、金沢文庫旧蔵の宋刊本を祖本にもつ写本であり、ともに佚書となっている。金沢文庫旧蔵の宋刊本は、北宋刊本、あるいは、南宋初期に北宋本を覆印した刊本であったと見られる。④は中華民国八年（一九一九）刊の単疏本であり、③を祖本に持つ一本と見られる。⑤は南宋・孝宗朝刊の単疏本である。①から⑤は、いずれも唐鈔本に基づく北宋時代の刊本を南宋初期に覆刻した刊本や、またそこから書写・覆刻された写本・刊本であり、南宋期の早い段階における「五経正義」の姿を留めた写本・刊本であるといえる。いずれも冒頭に「上五経正義表」を載せ、つづけて「五経正義序」（『周易正義序』、「尚書正義序」、「毛詩正義序」、「礼記正義序」、「春秋正義序」）を載せている。

⑥から⑩は経注疏合刻本の「五経正義」である。経注疏合刻本は、先に確認した単疏本が、「経」文・「傳」文や「注」文の本文を有する別の経書と並べて見なければならぬという不便から出来た形態で、「経」文・「傳」文・「注」文・「疏」文の本文をあわせて一つの書物としたものである。⑥南宋・紹興乾道年間刊の経注疏合刻本で、筆者未見のため、阿部隆一氏の調査と覆印本である⑦によって、冒頭に「上五経正義表」と「尚書正義序」が付されていることが確認できる。⑦は弘化四年（一八四八）に熊本藩時習館で⑥を覆刻した覆印本である。⑧と⑨はともに南宋期刊の経注疏合刻本である。ただし、⑨は別の宋本から補ったことが識に記されている。⑩は、筆者未見であるが、高橋智氏の指摘によれば、経注疏合刻本にもとづく室町後期の写本であるという。右の経注疏合刻本「五経正義」のうち、⑥から⑧までは、経注疏合刻本の中でも「越刊八行本」と呼ばれる南宋の前期に作られた経注疏合刻本である。⑨と⑩の祖本は明らかではないが、いずれも経注疏合刻の宋刊本に基づいた刊本・写本であることは確かである。

⑪宋刊本『周易要義』は、南宋の儒学者、魏了翁の手に成る『周易』の注釈書で、『周易注疏』から要点を抜粋したものである。中国・国家図書館蔵の⑪は、南宋期の刊行であり、「周易要義序」中に、「上正義人姓名正觀討覈永徽刊定」として、「上六経正義表」が付されている。「上六経正義表」の内容は、「五経正義」の永徽年間の刊定に関わった人物に関する記述のみが抜粋されており、「上五経正義表」の前半部は省略されている。本書の「上六経正義表」は、その記載の仕方からしても、他の諸文献とは異なっており、『周易要義』のもととなった『周易注疏』に元々付されていたものではなかったのであろう。

⑫は、倉野氏が『古事記全註釈』で比較に用いた『全唐文』所収の「進五経正義表」である。『全唐文』は清代に編纂された唐五代の散文集であり、①から⑩の「上五経正義表」が「五経」の注釈書である「五経正義」冒頭に付さ

れているのに対して、形態が大きく変化していることがわかる。また、「五経正義」の冒頭に付された「上五経正義表」の標題が「上五経正義表」や「五経正義表」となっているのに対して、標題が「進五経正義表」となっており、「上五経正義表」を収載する文献として、古態を留めているとはいえない。

右の諸文献を通覧すると、『周易要義』や『全唐文』所収の「進五経正義表（上六経正義表）」を除き、全て「五経正義」の冒頭に孔穎達の「五経正義序」と並んで「上五経正義表」が付されている。また、その多くが南宋初期の単疏本や「越刊八行本」と呼ばれる南宋期の早い時期に刊行された経注疏合刻本が中心であるといえる。経書は、宋代以後、経注疏合刻本に更に唐・陸徳明の『經典釈文』を加えた「経注疏附釈音本」が刊行されるに至るが、「上五経正義表」が付されているのは、いずれも「経注疏附釈音本」以前の宋代の版本が中心であるといえる。

右に確認してきた諸文献はいずれも宋代の刊本であり、「上五経正義」の奈良時代の日本への伝来を考える上では、「上五経正義表」を冒頭に付した宋刊単疏本「五経正義」の形態が唐鈔本に遡りうるか検討しなければならないだろう。

唐鈔本としての「五経正義」は、『礼記正義』『曲禮』や『毛詩正義』『秦風』の断簡が僅かに残るのみであり、唐鈔本の「上五経正義表」はおろか、唐鈔本としての全容を今に見ることはできない。しかしながら、唐鈔本と宋刊本の形態を比較することで、先に確認した現存の宋刊本から唐鈔本の形態を推定することは可能であろう。唐鈔本と宋刊本で文献の残存状況が異なるため、全く同一の経書ではないが、「五経正義」の一つであり、単疏本である、唐鈔本『毛詩正義』と、「上五経正義表」を冒頭に付す宋刊単疏本の①書陵部本『尚書正義』を比較してみたい。『毛詩正義』には、武田科学振興財団杏雨書屋蔵の南宋・紹興九年刊の単疏本『毛詩正義』も存在するが、同書は首巻を欠いており、「上五経正義表」が付されていたか否かについて不明である。ここでは、冒頭部に「上五経正義表」を付す①書

陵部本『尚書正義』が唐代の形態に遡り得るかを確認するため、次善の策として、唐鈔本『毛詩正義』と書陵部本『尚書正義』の比較を行いたい。

まず、唐鈔本の『毛詩正義』「秦風」<sup>①</sup>を見ると、「傳底之虎至滕約」という「傳」文の標起止に続けて、空格をあけて「正義曰下句云（以下略）」と「疏」文を記している。つぎに、南宋初期の①書陵部本『尚書正義』「堯典」をみると、「曰若至上下」という「経」文の標起止の後、改行を加えて「正義曰史将述堯之美（以下略）」と「疏」文を記している。両者は「経」文や「傳」文の標起止の後を空格とするか、改行とするかの違いはあるものの、「経」文や「傳」文の標起止に続けて、「疏」文を記しており、同じ形態を有しているといえる。このような形態は、同じく南宋初期刊で単疏本の⑤傳增湘旧蔵本『周易正義』も同様である。このことから、南宋初期刊の①書陵部本『尚書正義』や⑤傳增湘旧蔵本『周易正義』などの宋刊単疏本の「五経正義」は、唐代における「五経正義」の古態をそのまま留めていると考えることができよう。

以上を踏まえれば、「上五経正義表」は、倉野氏が比較に用いた『全唐文』所収「進五経正義表」の形態ではなく、唐鈔本の段階において、既に「五経正義」の冒頭に付されており、その形態で奈良時代の日本に伝来したと考えるのが自然である。「上五経正義表」が『尚書』と『周易』に偏っているのは、唐鈔本の伝承過程において、「上五経正義表」を「五経正義」の冒頭に付すにあたって、『尚書』を経書の第一とするのか、『周易』を経書の第一とするのかという認識の違いがあったのであろう。あるいは、「五経正義」全ての冒頭に「上五経正義表」が付された可能性もあるが、いずれにしても、日本に伝来した時には、「上五経正義表」は既に「五経正義」と一体となった形態を持っていたといえる。つまり、太安萬侶が披見した「五経正義」には、長孫無忌「上五経正義表」とともに孔穎達の序文



が並んで記されていたと考えられるのである。表序がならんで付された「五経正義」を目の前にしながら、太安萬侶が『古事記』序文の骨子としたのは「上五経正義表」であつたことになる。

### 三、『古事記』序文と「上五経正義表」

上表文と序文が近似しやすいことは、矢嶋氏の指摘があることを述べたが、前節で確認したように、太安萬侶は表序が冒頭に並んで付された「五経正義」を見ていたはずである。では、何故、「五経正義序」ではなく「上五経正義表」を選択したのであろうか。

以下、『古事記』序文が「上五経正義表」をどのように踏襲しているのかを確認していきたい。『古事記』序文と「上五経正義表」の対応する箇所を左二重傍線を付した。また、「上五経正義表」の文章において「五経」の文章に出典を持つ表現には右波線を付し、出典となる経書の書名を次のように示した。『周易』(易)、『尚書』(書)、『毛詩』(詩)、『礼記』(礼)、『春秋』(春秋)。

#### 『古事記』序文<sup>12</sup>

古事記上卷并序

〔臣安萬侶言、夫、混元既凝、氣象未レ效、無レ名無レ為、誰知レ其形。然、乾坤初分、叁神作レ造化之首、陰陽斯開、二靈為レ群品之祖。所以、出三入幽顕、日月彰レ於洗レ目、浮三沈海水、神祇呈レ於滌レ身。故、太素杳冥、因三本教二而識三孕レ土産レ鳴之時、元始綿邈、頼三先聖二而察三生レ神立レ人之世。寔知、懸レ鏡吐レ珠、而百王相續、喫レ釵

切<sub>レ</sub>虵、以<sub>レ</sub>万神蕃息與。議<sub>二</sub>安河<sub>一</sub>而平<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>、論<sub>二</sub>小濱<sub>一</sub>而清<sub>二</sub>国土<sub>一</sub>。是以、番仁岐命、初降<sub>二</sub>于高千嶺<sub>一</sub>、神倭天皇、經<sub>二</sub>歷于秋津嶋<sub>一</sub>。化熊出<sub>レ</sub>川、天釵獲<sub>二</sub>於高倉<sub>一</sub>、生尾遮<sub>レ</sub>經、大鳥導<sub>二</sub>於吉野<sub>一</sub>。列<sub>レ</sub>舞攘<sub>レ</sub>賊、聞<sub>レ</sub>歌伏<sub>レ</sub>仇。即、覺夢而敬<sub>二</sub>神祇<sub>一</sub>、所以稱<sub>二</sub>賢后<sub>一</sub>。望<sub>二</sub>烟而撫<sub>二</sub>黎元<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>今傳<sub>二</sub>聖帝<sub>一</sub>。定<sub>レ</sub>境開<sub>レ</sub>邦、制<sub>二</sub>于近淡海<sub>一</sub>、正<sub>レ</sub>姓撰<sub>レ</sub>氏、勒<sub>二</sub>于遠飛鳥<sub>一</sub>。雖<sub>二</sub>步驟各異文質不<sub>レ</sub>同、莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>稽<sub>レ</sub>古以繩<sub>二</sub>風猷於既頹<sub>一</sub>、照<sub>レ</sub>今以補<sub>二</sub>典教於欲<sub>レ</sub>絶<sub>一</sub>。

② 暨<sub>下</sub>飛鳥清原大宮御<sub>二</sub>大八州<sub>一</sub>

天皇御世<sub>一</sub>、潜龍體<sub>レ</sub>元、洊雷應<sub>レ</sub>期。聞<sub>二</sub>夢歌<sub>一</sub>而相<sub>二</sub>纂業<sub>一</sub>、投<sub>二</sub>夜水<sub>一</sub>而知<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>基。然、天時未<sub>レ</sub>臻、蟬<sub>二</sub>蛻於南山<sub>一</sub>、人事共給、虎<sub>二</sub>步於東國<sub>一</sub>。皇輿忽駕、凌<sub>二</sub>度山川<sub>一</sub>、六師雷震、三軍電逝。杖<sub>二</sub>矛舉<sub>レ</sub>威、猛士烟起、絳旗耀<sub>レ</sub>兵、凶徒瓦解。未<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>浹辰<sub>一</sub>、氣殄自清。乃、放<sub>レ</sub>牛息<sub>レ</sub>馬、愷悌歸<sub>二</sub>於華夏<sub>一</sub>、卷<sub>レ</sub>旌戢<sub>レ</sub>戈、舞詠停<sub>二</sub>於都邑<sub>一</sub>。歲次<sub>二</sub>大梁<sub>一</sub>、月踵<sub>二</sub>俠鐘<sub>一</sub>、清原大宮、昇<sub>二</sub>即<sub>二</sub>天位<sub>一</sub>。道軼<sub>二</sub>軒后<sub>一</sub>、德跨<sub>二</sub>周王<sub>一</sub>、握<sub>二</sub>乾符<sub>一</sub>而捻<sub>二</sub>六合<sub>一</sub>、得<sub>二</sub>天統<sub>一</sub>而包<sub>二</sub>八荒<sub>一</sub>、乘<sub>二</sub>氣之正<sub>一</sub>、齊<sub>二</sub>五行之序<sub>一</sub>、設<sub>二</sub>神理<sub>一</sub>以獎<sub>レ</sub>俗、敷<sub>二</sub>英風<sub>一</sub>以弘<sub>レ</sub>國。重加、智海浩汗、潭探<sub>二</sub>上古<sub>一</sub>、心鏡煒煌、明觀<sub>二</sub>先代<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>是、天皇詔之「朕聞、『諸家之所<sub>レ</sub>責帝紀及本辭、既違<sub>二</sub>正實<sub>一</sub>、多加<sub>二</sub>虛偽<sub>一</sub>』。當<sub>レ</sub>今之時、不<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>其失<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>幾年<sub>一</sub>其旨欲<sub>レ</sub>滅。斯乃、邦家之經緯、王化之鴻基焉。故惟、撰<sub>二</sub>錄帝紀<sub>一</sub>、討<sub>二</sub>覈舊辭<sub>一</sub>、削<sub>レ</sub>偽定<sub>レ</sub>實、欲<sub>レ</sub>流<sub>二</sub>後葉<sub>一</sub>」。時有<sub>二</sub>舍人<sub>一</sub>。姓稗田、名阿礼、年是廿八、為<sub>レ</sub>人聰明、度<sub>レ</sub>目誦<sub>レ</sub>口、拂<sub>レ</sub>耳勒<sub>レ</sub>心。即、勅<sub>二</sub>語阿礼<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>誦<sub>二</sub>習帝皇日繼及先代舊辭<sub>一</sub>。然、運移世異、未<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>其事<sub>一</sub>矣。③ 伏惟、

皇帝陛下、得<sub>レ</sub>一光宅、通<sub>二</sub>三亭育<sub>一</sub>、御<sub>二</sub>紫宸<sub>一</sub>而德被<sub>二</sub>馬蹄之所<sub>レ</sub>極<sub>一</sub>、坐<sub>二</sub>玄扈<sub>一</sub>而化照<sub>二</sub>船頭之所<sub>レ</sub>逮<sub>一</sub>。日浮重暉、雲散非<sub>レ</sub>烟。連<sub>レ</sub>柯并<sub>レ</sub>穗之瑞、史不<sub>レ</sub>絶<sub>レ</sub>書、列<sub>レ</sub>烽重<sub>レ</sub>譯之貢、府無<sub>レ</sub>空月。可<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>名高<sub>一</sub>文命、德冠<sub>二</sub>天乙<sub>一</sub>矣。

於<sub>レ</sub>焉、惜<sub>二</sub>舊辭之誤忤<sub>一</sub>、正<sub>二</sub>先紀之謬錯<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>和銅四年九月十八日<sub>一</sub>、詔<sub>二</sub>臣安萬侶<sub>一</sub>、撰<sub>二</sub>錄稗田阿礼所<sub>レ</sub>誦之勅語舊

上五經正義表<sup>(13)</sup>

上五經正義表

辭<sup>一</sup>以獻上者、謹隨<sup>二</sup>詔旨、子細採摭。然、上古之時、言意並朴、敷<sup>レ</sup>文構<sup>レ</sup>句、於<sup>レ</sup>字即難。已因<sup>レ</sup>訓述者、詞不<sup>レ</sup>逮<sup>レ</sup>心。全以<sup>レ</sup>音連者、事趣更長。是以、今、或一句之中、交<sup>三</sup>用音訓、或一事之内、全以<sup>レ</sup>訓錄。即、辭理巨見、以<sup>レ</sup>注明、意況易<sup>レ</sup>解、更非<sup>レ</sup>注。亦、於<sup>レ</sup>姓日下謂<sup>二</sup>玖沙訶、於<sup>レ</sup>名帶字謂<sup>二</sup>多羅斯、如此之類、隨<sup>レ</sup>本不<sup>レ</sup>改。大抵所<sup>レ</sup>記者、自<sup>二</sup>天地開闢<sup>一</sup>始、以<sup>レ</sup>訖<sup>二</sup>于小治田御世<sup>一</sup>。故、天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合命以前、為<sup>二</sup>上卷<sup>一</sup>、神倭伊波礼毗古天皇以下、品隨御世以前、為<sup>二</sup>中卷<sup>一</sup>、大雀皇帝以下、小治田大宮以前、為<sup>二</sup>下卷<sup>一</sup>、并錄<sup>二</sup>三卷、謹以獻上臣安萬侶、誠惶誠恐、頓<sup>レ</sup>首<sup>レ</sup>。

和銅五年正月廿八日 正五位上勳五等太朝臣安萬侶

〔臣無忌等言、臣聞混元初闢、<sup>(14)</sup>三極之道分焉、醇德既醜、六籍之文著矣。於是、<sup>(15)</sup>龜書浮<sup>二</sup>於温洛、爰演<sup>二</sup>九疇、龍圖出<sup>二</sup>於榮河、以彰<sup>二</sup>八卦<sup>一</sup>。故能、<sup>(16)</sup>範圍天地、埏<sup>二</sup>埴陰陽、道濟<sup>二</sup>四溟、知周<sup>二</sup>萬物<sup>一</sup>。所以、<sup>(17)</sup>七教八政、垂<sup>二</sup>炯戒於百王<sup>一</sup>、<sup>(18)</sup>五始<sup>(19)</sup>六虛、貽<sup>二</sup>徽範於千古<sup>一</sup>。詠歌明<sup>二</sup>得失之跡、雅頌表<sup>二</sup>廢興之由<sup>一</sup>。寔刑政之紀綱、乃人倫之隱括。<sup>(20)</sup>昔雲官司契之后、火紀建極之君、雖<sup>二</sup>步驟不<sup>レ</sup>同、質文有<sup>レ</sup>異、莫<sup>レ</sup>不<sup>二</sup>開<sup>二</sup>茲膠序<sup>一</sup>、(崇)以<sup>二</sup>典墳<sup>一</sup>、敦<sup>二</sup>稽古以弘<sup>レ</sup>風、闡<sup>二</sup>儒雅<sup>一</sup>以立<sup>レ</sup>訓、啓<sup>二</sup>含靈之耳目、贊<sup>二</sup>神(化)之丹青。姬孔發<sup>二</sup>揮於前、荀孟抑<sup>二</sup>揚於後。馬鄭迭進、成均之望鬱興、蕭戴同升、石渠之業愈峻。歷<sup>二</sup>夷險<sup>一</sup>其教不<sup>レ</sup>墜、經<sup>二</sup>隆替<sup>一</sup>其道(彌)尊。<sup>(21)</sup>斯乃邦家之基、王化之本者也。〕<sup>(21)</sup>伏惟

皇帝陛下、得<sup>レ</sup>一繼<sup>レ</sup>明、通<sup>レ</sup>三撫<sup>レ</sup>運、乘<sup>二</sup>天地之正<sup>一</sup>、齊<sup>二</sup>日月之暉<sup>一</sup>。敷<sup>二</sup>四術<sup>一</sup>而緯<sup>レ</sup>俗經<sup>レ</sup>邦、蘊<sup>二</sup>九德<sup>一</sup>而辯<sup>レ</sup>方軌

物。禦紫宸<sub>二</sub>而訪道、坐<sub>二</sub>玄扈<sub>一</sub>以裁<sub>レ</sub>仁。化被<sub>二</sub>丹澤<sub>一</sub>、政治<sub>二</sub>幽陵<sub>一</sub>。三秀六穗之祥、府無<sub>二</sub>虛月<sub>一</sub>、集囿巢閣之瑞、史不<sub>レ</sub>絕<sub>レ</sub>書。照<sub>二</sub>金鏡<sub>一</sub>而泰階平、運<sub>二</sub>玉衡<sub>一</sub>而景宿麗。可<sub>レ</sub>謂<sub>下</sub>鴻名軼<sub>二</sub>於軒昊<sub>一</sub>、茂績貫<sub>中</sub>於勳華<sub>上</sub>。而垂拱無爲、遊<sub>二</sub>心經典<sub>一</sub>、以爲聖教幽蹟、妙理深玄、訓詁紛紜、文䟽踳駁。先儒競生<sub>二</sub>別見<sub>一</sub>、後進爭出<sub>二</sub>異端<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>辯<sub>二</sub>三家之疑<sub>一</sub>、莫<sub>レ</sub>祛<sub>二</sub>五日之惑<sub>一</sub>。故祭酒上護軍曲阜縣開國子臣孔穎達、宏材碩學、名振<sub>二</sub>當時<sub>一</sub>、貞觀年中、奉<sub>レ</sub>詔修撰。雖<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>討覈<sub>一</sub>、尚有<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>周、爰降<sub>二</sub>絲綸<sub>一</sub>、更令<sub>二</sub>刊定<sub>一</sub>。〔3〕勅<sub>二</sub>太尉揚州都督監修國史上柱國趙國公臣無忌<sub>一</sub>、司空上柱國英國公臣勣、尚書左僕射兼太子少師監修國史上柱國燕國公臣志寧、尚書右僕射(兼)太子少傅監修國史上護軍北平縣開國公臣行成、光祿大夫吏部尚書侍中兼太子少保監修國史上護軍蔣縣開國公臣季輔、光祿大夫吏部尚書監修國史上柱國河南郡開國公臣褚遂良、銀青光祿大夫守中書令監修國史上騎都尉臣柳奭、前諫議大夫弘文館學士臣谷那律、國子博士弘文館學士臣劉伯莊、朝議大夫守國子博士臣王德韶、朝散大夫行太學博士臣賈公彥、朝散大夫行太學博士臣王德韶、朝散大夫行太學博士臣劉伯莊、朝議大夫行太常博士臣柳宣通、直郎守太學博士臣齊威、宣德郎守國子助教臣史士弘、宣德郎直學士臣范義頴、朝散大夫行太常博士臣柳宣通、直郎守太學博士臣齊威、宣德郎守國子助教臣史士弘、宣德郎行太常博士臣孔志約、右內率府長史弘文館直學士臣薛伯珍、兼太學助教臣鄭祖玄、徵事郎守太學助教臣隨德素、徵事郎守四門博士臣趙君贊、承務郎守太學助教臣周玄達、承務郎守四門助教臣李玄(植)、儒林郎守四門助教臣王真儒等<sub>一</sub>、上稟<sub>二</sub>

宸旨<sub>一</sub>、旁撫<sub>二</sub>羣書<sub>一</sub>、釋<sub>二</sub>左氏之膏肓<sub>一</sub>、翦<sub>二</sub>古文之煩亂<sub>一</sub>、探<sub>二</sub>曲臺之奧趣<sub>一</sub>、索<sub>二</sub>連山之玄言<sub>一</sub>、囊<sub>二</sub>括百家<sub>一</sub>、森<sub>二</sub>羅萬有<sub>一</sub>。比<sub>二</sub>之天象<sub>一</sub>、與<sub>二</sub>七政<sub>一</sub>而長(縣)、方<sub>二</sub>之地軸<sub>一</sub>、將<sub>二</sub>五嶽<sub>一</sub>而永久。筆削已了、繕寫如<sub>レ</sub>前。臣等學謝<sub>二</sub>伏(恭)<sub>一</sub>、業慙<sub>二</sub>張禹<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>罄<sub>二</sub>庸淺<sub>一</sub>、懼<sub>レ</sub>乖<sub>二</sub>正典<sub>一</sub>、謹以上聞、伏增戰越。謹言。

永徽四年二月二十四日、太尉揚州都督上柱國公臣無忌等上表。

まず、『古事記』序文の内容は三段落に分けることができる。第一段落は、上巻の神代から下巻の天皇代までの記述である。第二段落では、前半に壬申の乱と天武天皇の即位、そして天武天皇への頌徳が記され、後半では天武天皇が、諸家の帝紀と本辭に誤りがあることを憂えて、その誤りを改めようと稗田阿礼に誦習を命じたこと、そして史書編纂が叶わなかったことが記される。第三段落では元明天皇への頌徳が記された後、太安萬侶へ史書編纂の詔が下ったことが語られ、『古事記』の表記方法と巻数・構成についてが記される。

つぎに、『古事記』序文が参考としたであろう「上五経正義表」の内容もおよそ三段落に分けられるだろう。第一段落の前半では、経書の興りから、経書の歴史と意義が述べられ、つづく後半では、経学の歴史が記される。第二段落では、唐の太宗への頌徳が述べられた後、唐代における経書の解釈が煩雑となっていること述べ、貞観年間に孔穎達に「五経正義」修撰の勅が下されたものの、完成せず、新たに「五経正義」判定の詔が下ったことが記される。第三段落では、永徽年間の長孫無忌等の「五経正義」判定の経緯が記される。

両者の対応関係を確認すると、字句の面では出典とした字句が多数あり、『古事記』序文が「上五経正義表」を直接の典拠としているのは間違い無karou。そこで、内容面について、少し細かく見ていきたい。『古事記』序文は、第一段落において、『古事記』本文の内容に即して記述されており、上巻の天地の始まり、国土の生成、三貴子の誕生、宇気比、天孫降臨、国譲りと上巻の内容を記した後に、中巻の神武天皇の東征、崇神天皇の祭祀、下巻の仁徳天皇の民への慰撫、成務・允恭天皇の国境・氏族の制定が記されている。そして、最後に、歴代の天皇の治世に華美や質朴の違いはあっても、風俗を正して、教えを補ったことを記す。この「雖<sub>レ</sub>三步驟各異文質不<sub>レ</sub>同、莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>稽<sub>レ</sub>古以繩<sub>レ</sub>風猷於既類、照今以補<sub>レ</sub>典教於欲<sub>レ</sub>絶」は、「上五経正義表」の表現を直接の典拠としている。これらの『古事記』

序文・第一段落の内容は、皇統と天皇が統治すべき国土の確立という歴史の要点を、『古事記』本文の内容を踏まえながら記しているといえる。対する「上五経正義表」の第一段落の内容を見てみると、第一段落前半部では、世界が始まり、天・地・人の世の理が定まったが、濃い酒のような徳が薄くなったことで、易・書・詩・礼・楽・春秋の「六経」が著されたという「六経」の出現から書き起こしている。この一文における「上五経正義表」の「三極之道分焉」は、『周易』を出典としている。つづけて、「龜書」「龍圖」の出現と、政治の規範となる「九疇」「八卦」の成立が語られ、それによって、政治規範が遍く世の中に行き渡ったことを記している。これは『尚書』と『周易』の記述を出典としている。それらの政治規範は、君臣や長幼の序などの七つの教え（「七教」）や政治の八つの要点（「八政」）、政にとって重要な五つの始まり（「五始」）、政を占う六爻（「六虚」）といった具体的な規範として、歴代の皇帝に受け継がれていったことが記される。「七教八政」は『礼記』『尚書』に出典があり、「五始六虚」は『春秋』と『周易』を出典としている。そして、最後に、世に遍く行き渡り、歴代皇帝に受け継がれていった政治規範は、詩歌として世の中に現れることを記し、その上で経書がまさに刑政の規範（「寔刑政之紀綱」）であり、人々の道徳を正すための教え（「乃人倫之隱括」）であることを記して、経書の意義を説く。以上のように、「上五経正義表」の第一段落前半の内容を見てみると、世界の始まりから、経書の興り、そして、経書が伝えられてきた歴史と経書の意義という要点を『周易』『尚書』『毛詩』『礼記』『春秋』の「五経」の内容・表現を踏まえながら記述されていることがわかる。つづく、第一段落後半からは「経学」の歴史が語られ、「五経」に出典を持つ語は少なくなる。はじめに、黄帝・舜（「雲官司契之后」）、堯（「火紀建極之君」）といった皇帝は、治世の華美と質朴の違いはあっても学校（「膠序」）を開き、書物（「典墳」）を大切にして、教化を行ったことを記す。そして、周の王や孔子（「姫孔」）、荀子・孟子

〔荀孟〕が現れ、経書に注釈を施した馬融と鄭玄（馬鄭）、石渠閣を作った蕭何とそこで「五経」を議論した戴憑（蕭戴）によって、経学が発展していったことを記す。経学が進められたことで、経書の教えはますます尊くなり、国の基盤となり、王化の根本（「斯乃邦家之基、王化之本者也」となったと記されている。「上五経正義表」の第一段落後半は、歴史上の経学に関わる人物を列挙して、経学的发展を記している。『周易』や『尚書』などの「五経」の内容を典拠とした表現を用いつつ「五経」の意義を説き、経学の歴史の要点を記す「上五経正義表」第一段落の記述は、まさに科挙の基準となる「五経」の注釈書としての「五経正義」の意義を要領よく記しているといえるだろう。

以上、『古事記』第一段落と「上五経正義表」第一段落を比較すると、字句の一致こそ少ないものの、『古事記』本文の内容を踏まえながら、歴代天皇の事績を記す『古事記』序文は、「五経」の内容を踏まえながら経書の歴史を記す「上五経正義表」の記述方法を踏襲しているといえよう。こうした内容面での記述方法の踏襲は、太安萬侶が「上五経正義表」の内容・構成を理解していなければ、不可能であっただろう。

つづいて、第二段落を比較してみると、『古事記』序文は、壬申の乱、天武天皇への頌徳から始まり、帝紀・旧辞の誤りを憂えた天武天皇の修史事業とそれが完成しなかったことが記されており、主に天武朝の出来事を記している。対する「上五経正義表」は、唐の太宗への頌徳の後、誤った経書の解釈が増えていることを憂えた太宗の命によって、孔穎達の「五経正義」修撰とそれが完成しなかったことが記されている。主に貞観年中の出来事記されている。字句の一致としては、太宗を頌徳する表現が天武天皇に用いられており、孔穎達の「五経正義」修撰の表現が太安萬侶の『古事記』撰録の表現の典拠となっている。

第三段落では、『古事記』序文は元明天皇の頌徳へが記され、元明朝における安萬侶の撰録、『古事記』の表記方法・構成が記されており、主に元明朝の出来事が記されている。対する「上五経正義表」は、永徽年間における長孫無忌等の判定の記述が記されている。字句の上では、元明天皇への頌徳の記述が太宗への頌徳の記述を典拠としている。内容面では、『古事記』序文は元明朝のことを記しているに對して、「上五経正義表」の永徽年間の出来事でどちらも、前代において未完成だった史書編纂や経書の注釈編纂の再開という共通性があるといえる。ただ、第三段落において『古事記』序文と「上五経正義表」とで異なっている点は、『古事記』序文は表記方法と構成を具体的に示しているに對して、「上五経正義表」は記していないという点である。『古事記』序文の表記方法に関する記述は、複数ある記述方法から倭文体を選択したという日本独自の事情があり、構成についても「上五経正義表」が「五経正義」という五部の経書全体に対する上表文であるのに對して、『古事記』序文が『古事記』という特定の書物に対する序文であったからであろう。

『古事記』序文と「上五経正義表」の全体構成を確認すると、『古事記』序文は、本文に即した天皇の歴史、天武の詔による歴史書の意義、天武・元明朝における二度の史書編纂となっている。対する「上五経正義表」は、経書の歴史と意義、経学の歴史、そして、二度の「五経正義」編纂の経緯となっており、『古事記』序文は、「上五経正義表」の全体構成を踏まえているといえるだろう。さらに、字句の面では、孔穎達と長孫無忌の二度にわたる「五経正義」修撰・判定の表現が、『古事記』序文の天武・元明朝の史書編纂の表現の典拠となっていることは注目される。ただし、天武朝の撰録・討覈の記述は、実際に行われたものではなく、天武天皇の詔として表れているという点は注意する必要がある。しかし、内容面でも「上五経正義表」を踏まえつつ、『古事記』編纂の経緯に関わる字句の典拠と



して、「五経正義」の修撰・刊定の経緯に関わる字句を用いているのは、単なる偶然ではあるまい。これは『古事記』序文と「上五経正義表」の二つの書物の編纂経緯を重ね合わせていると考えるべきであろう。

さて、前節でも述べたとおり、太安萬侶は「上五経正義表」と「五経正義序」が並んだ「五経正義」を披見していたと考えられる。そのため、「上五経正義表」とともに「五経正義序」も参看していたはずである。そうであれば、太安萬侶は、「五経正義」の表序を目の前にしながら、あえて「上五経正義表」を選び、『古事記』序文を記したことになる。太安萬侶が「上五経正義表」と「五経正義序」をともに披見しながらも、『古事記』序文の骨子として、あえて「上五経正義表」を選んだ理由を考える上では、やはり表と序の違いを検討する必要があるだろう。

「五経正義」全体に対する上表文である「上五経正義表」と異なり、「五経正義序」は「尚書正義序」や「周易正義序」のように五部の「五経正義」に個別に付されたものであるが、次のような一定の型をもっていることが野間文史氏<sup>22</sup>によって指摘されている。

- 〔1〕 その経書の経書たる所以を述べる。
- 〔2〕 孔子との関係に言及する。
- 〔3〕 焚書以後の傳承とその注釈者を列挙し、最良の注釈を選定する。
- 〔4〕 南北朝時代の義疏を作った學者を列挙し、正義が基本とした最良の義疏と次善の義疏を選定する。
- 〔5〕 選定した義疏に對して批評を加える。
- 〔6〕 第一次の撰修【Ⅰ】に關与した學者を列挙する。
- 〔7〕 貞觀十六年の審定【Ⅱ】に關与した學者を列挙する。

野間氏が指摘する「五経正義序」の構成を見てみると、はじめに、経書たる所以、孔子との関わり、経学の歴史という書物の来歴とその意義を述べ、その後、書物編纂の経緯が記されている。「五経正義序」には永徽年間の編纂経緯については記されていないものの、「上五経正義表」と「五経正義序」は全体の構成ではほぼ同じだと言つてよいだろう。右の「上五経正義表」と「五経正義序」の構成を見る限り、『古事記』序文と「上五経正義表」に記された二度の編纂経緯が近似しているとはいえ、書物の来歴や意義、編纂経緯について記すだけならば、「五経正義序」に依拠しても太安萬侶の述べたいことは記述することができよう。しかしながら、『古事記』序文は明らかに「上五経正義表」の字句を典拠としており、そのことから考えれば、「上五経正義表」を意図的に典拠として選び取ったということになる。表も序も、書物の来歴と意義を述べ、編纂経緯を述べるといふ点において、内容・構成上の差はあまりない。では、表序の違いはどこにあるのかといえば、それは、誰を読み手とするかという問題であろう。「表（上表文）」とは、南斉の劉勰が著した文学理論書である『文心雕龍<sup>23</sup>』に「秦初定制、改書曰奏。漢定禮儀、則有四品、一曰章、二曰奏、三曰表、四曰議。章以謝恩、奏以按劾、表以陳請、議以執異。（中略）原夫章表文為用也、所以對揚王庭、昭明心曲」とあるように、「上書」のうち請願を陳べるのが「表」である。そして、「章」や「表」は、元来、皇帝を称揚し、自身の心のうちを申し述べるための「上書」の一形態であるという。「表」は、自身の心のうちを皇帝に申し述べるわけであるが、皇帝に献上する書物に添えられる「表」には、自身が献上する書物の意義や来歴、編纂経緯が申し述べられるのは必然といえるだろう。対する「序（序文）」は、『尚書正義』の「尚書序」に対する孔穎達の疏文に「序者、言序述尚書起、存亡注説之由、序為尚書而作、故曰尚書序」とあり、『尚書』に付された序は『尚書』の興りや注に対する由緒を記した文章であると述べる。つまり、書物に添えられた上表文は、皇帝に対

して、皇帝を称揚しつつ、書物の来歴や意義、編纂経緯を申し述べるに對して、序文は、不特定多数の読み手に対して、書物の来歴と意義と編纂の経緯を申し述べるである。故に、上表文には、皇帝への敬意を表す表現が用いられているのである。ただ、もう一点注意しなければならないのは、上表文が書物に添えられる一枚物であったと考えられるのに對して、序文はあくまで書物の冒頭に付されているという点である。言い換えれば、序文とは、成立時の段階から書物と一体となつて、成立した書物の意義を規定する文書であるということである。

さて、これまでの表序の近似性の考察を踏まえれば、書物と一体となつて、その書物の意義を規定する序文を書く際に、編者が書物の読み手を天皇として考えていたならば、上表文の形式をもつ序文が成立することは可能であるといえよう。つまり、『古事記』序文が序文でありながら、上表文の体裁を採っているのは、天皇の勅によって編纂された『古事記』は天皇が読む書物であるという認識が太安萬侶にあったからであろう。無論、『古事記』序文が「上五経正義表」に依拠した理由には、天皇に對する序文であったからというだけでなく、「五経正義」の二度の修撰・刊定という作業が『古事記』編纂の経緯と重なっていたという理由もあつたと考えられる。

太安萬侶は、「五経正義」の表序を目の前にしながらも、天皇の勅によって編纂した『古事記』という書物の来歴や意義、編纂経緯を記すにあたって、もつとも相応しい文書として「上五経正義表」を参照したのである。天皇の勅によって編纂し、その完成を報告するだけならば、「上古事記表」として添えても良かったにもかかわらず、わざわざ序文として冒頭に付しているのは、『古事記』が天皇に読まれる書物であるという太安萬侶の認識を読み取ることができよう。あるいは、序文として付すことで『古事記』を天皇が読む書物として位置づけているとも考えられるのである。

## 四、おわりに

本稿では、奈良時代において、「上五経正義表」がどのような形態で伝来し、それを太安萬侶がどのように見ていたのかを推定してきた。その上で、表序の近似性と『古事記』序文が何故「上五経正義表」を典拠として選び取ったのかを考察してきた。

元来一枚物であったと考えられる「上五経正義表」は、奈良時代に日本に伝来した段階において既に「五経正義」の冒頭に付される形で伝来していたと考えられる。故に、太安萬侶は「上五経正義表」と「五経正義序」が並んで冒頭に付された「五経正義」を披見していたと考えられる。

「上五経正義表」は、「五経」の表現を用いながら、経書の興りから、経書の歴史や意義を述べ、その後、経学の歴史を記す。つづけて、貞観年中の孔穎達の「五経正義」修撰と永徽年間の長孫無忌の「五経正義」刊定についてを記している。一方、「五経正義序」は、経書の意義と歴史を述べた後、孔子との関わりを記し、歴代の注釈者を挙げた後、「五経正義」の底本の選定と、貞観年間の「五経正義」修撰に関わった人物を列挙する。「五経正義」の表序は、どちらも経書と経学の歴史や意義を記した後、「五経正義」という書物自体の意義や編纂経緯を記しており、「五経」の注釈書の表序に相応しく、極めて有機的な構造をなしているといえる。皇帝に「五経正義」完成を報告する上表文の「上五経正義表」は敬意表現を用いつつ「五経正義」全体の歴史や意義、編纂経緯を述べるのに対して、「五経正義序」は読み手に対して経書の歴史や意義、編纂経緯を説いているのである。敬意表現の有無や、「五経正義」全体に対する内容であるか、個別の「五経正義」に対する内容であるかという違いはあるにしても「五経正義」の表序

は、書物の歴史や意義を説き、編纂経緯を記すという基本的に同じ構造を持つていえる。上表文に見られる敬意表現はあくまで皇帝に奉る文書だからであり、書物の歴史や意義、編纂経緯などを述べるといふ、基本的な構造は表も序も同じであると言えよう。そのような意味で、表序の内容は近似するといえるのである。

その上で、「五経正義」の表序を『古事記』序文と比較すると、『古事記』序文は、従来指摘されてきた「上五経正義表」の字句を典拠としているのではなく、「上五経正義表」が「五経」の表現を用いて経書の歴史と意義を説くように、『古事記』本文の内容を用いて、皇統と国土の確立という『古事記』の要点を記しているのである。ついで『古事記』編纂の経緯を記しており、『古事記』序文は「五経正義」の表序がもつ基本的な構造を押さえているといえる。

太安萬侶の目の前には表序が並んで冒頭に載せられた「五経正義」があったと考えられ、序文を書くつもりならば、「五経正義序」を参照すれば良かったはずである。しかし、字句の一致など踏まえれば、『古事記』序文が、「五経正義序」ではなく、「上五経正義表」に依拠したことは間違いない。しかし、現存の『古事記』諸本を見る限り、「古事記并序」(あるいは、「序并」とあり、「上古事記表」や「古事記表」などの標題はない。「上五経正義表」を参照した上で、太安萬侶が一枚物の上表文として書いていたならば、「上古事記表」や「古事記表」などの標題があったはずである。後人が『古事記』本文と後から一体にしたと仮定するにしても、上表文であることを示す標題がないのは不自然である。現存の『古事記』諸本において「古事記并序」(あるいは、「序并」とあるのは、『古事記』序文がそもそも序文として書かれていたからにはかならないだろう。しかし、多数の読み手に対する序文であれば、敬意表現は不要である。また、天皇に『古事記』完成を報告するだけならば、一枚物の上表文として書けばよく、『古事記』の冒頭に序文として付す必要性はない。

では、『古事記』序文が、序文でありながら、何故「上五経正義表」に依拠したのかといえ、『古事記』の読み手が天皇であった、つまり、天武天皇の詔に端を發し、元明天皇の勅によって成立した『古事記』は、太安萬侶にとって天皇が読む書物であるという認識があったからであろう。または、上表文の形態を持った序文として付すことで、『古事記』を天皇が読む書物として位置づけようとしていたとも考えられる。本稿で確認してきたように、表も序も内容面の基本的な構成は同じである。その表序を分かつものは何かといえ、誰が読むかという問題である。つまり、天皇が読むことが想定される書物の序文であれば、必然的に上表文の体裁をもつた序文が成立するといえるのである。その上で、さらに「五経正義」の二度の編纂の経緯が、『古事記』の編纂経緯に近似していたということが、太安萬侶が『古事記』序文の骨子として「上五経正義表」に依拠した理由として挙げられよう。

## 註

- (1) 志田延義「古事記上表と進五経正義表・進律疏議表」(『古事記とその周辺・芭蕉と俳文学 志田延義著作集 第2巻』、至文堂、一九八二年〔初出は「古事記上表の諸典拠」(『国語と国文学』十二卷二号、一九三五年二月))。岡田正之「近江奈良朝の漢文学」(養徳社、一九四六年)。倉野憲司「古事記全註釈 第一巻 序文篇」(三省堂、一九七三年)などがある。
- (2) 矢嶋泉「和銅五年の序」(『古事記の文字世界』、吉川弘文館、二〇一一年)。矢嶋泉「古事記」序文の構造と論理」(『青山語文』四十八号、二〇一八年三月)。矢嶋泉「古事記」序文の形式・構造・論理」(鉄野昌弘・奥村和美編『萬葉集研究』第三十八集、塙書房、二〇一八年十二月)。
- (3) 大槻信良「五経正義表と古事記序」(『東方学』第三十七輯、一九六九年三月)。
- (4) 瀬間正之「記序は何故「進五経正義表」に依拠したのか」(菅野雅雄博士喜寿記念 記紀・風土記論究)、おうふう、二〇一一年)。

- 〇〇九年)。
- (5) 山田孝雄『古事記序文講義』(志波彦神社塩釜神社、一九三五年)。
- (6) 倉野憲司、註1前掲書。
- (7) ①書陵部本『尚書正義』(南宋・孝宗朝刊。函架番号…五〇六・一)は、「宮内庁書陵部収蔵漢籍集覧―書誌書影・全文影像データベース」([http://db.sido.keio.ac.jp/kanseki/T\\_bib\\_frame.php?id=006659](http://db.sido.keio.ac.jp/kanseki/T_bib_frame.php?id=006659))に拠って確認した。
- ②嘉業堂叢書本『尚書正義』(中華民國五年(一九一六)刊)は、刊本に拠って確認した。本書は、南宋刊本に基づくとみられる。
- ③書陵部本『春秋正義』(文化二十三年(二八一五―一八一六)写)は、『春秋正義』(東方文化学院、一九三一年)に拠って確認した。
- ④嘉業堂叢書本『春秋正義』(中華民國八年(一九一九)刊)は、刊本に拠って確認した。本書は③を祖本に持つとみられる。
- ⑤傳增湘旧蔵本『周易正義』(南宋・孝宗朝刊)は、『周易正義』(北京人文科学研究所、中華民國二十四年(一九三五)刊)に拠って確認した。
- ⑥足利学校本『尚書正義』(南宋・紹興乾道年間刊)は、筆者未見。阿部隆一「日本国見在宋元版本志経部」(『斯道文庫論集』第十八輯、一九八二年三月)の指摘に拠った。
- ⑦弘化四年版本『尚書正義』(弘化四年(一八四八)刊。請求番号…二七三〇―一三四)は、「国立公文書館デジタルアーカイブ」(<https://www.digital.archives.go.jp/das/image/M2015072114140959873>)に拠って確認した。
- ⑧楊守敬旧蔵本『尚書正義』(南宋期刊)は、『續修四庫全書』第四十一冊(上海古籍出版)に拠った。
- ⑨瞿氏鐵琴銅劍樓旧蔵八行本『周易注疏』(南宋期刊)は、『周易注疏』(古逸叢書三編、中華書局、一九八五年)に拠って確認した。
- ⑩斯道文庫所蔵本『周易注疏』(室町期写)は、筆者未見。高橋智「漢籍外典古写本研究資料―斯道文庫所蔵本について―」(『斯道文庫論集』第五十一輯、二〇一六年二月)の指摘に拠って確認した。
- ⑪宋刊本『周易要義』(南宋期刊)は、宋刊本『周易要義』(四部叢刊續編、商務印書館、一九三四―一九三六年)に

拠って確認した。

⑫『全唐文』所収「進五経正義表」（嘉慶十九年（一八一四）刊）は、『全唐文』卷一三六（中華書局、一九八三年）に拠って確認した。

右の諸文献のうち、①②⑥⑦⑧の『尚書正義』には、「上五経正義表」、「尚書正義序」の前に北宋の孔維等の上表文が付されていることが確認できる。

(8) 阿部隆一、註7前掲書。

(9) 高橋智、註7前掲書。

(10) 中国・宋代からの「五経正義」刊本の出版事情について、野間文史「魏了翁『春秋左傳要義』について」（『広島大学文学部紀要』第五十三卷特輯号一、一九九三年十二月）は次のように述べる。

唐の孔穎達が撰進し、長孫無忌等によって奉られて天下に頒布された『五経正義』は、五経の経伝文・注文を含まない「疏」の部分のみであった。これを「単疏本」という。この「単疏本」は写本による伝承の時代を長く経るわけであるが、これが最初に印刷本の形で刊行されたのは、北宋の太宗（在位九七六―九九七）の端拱元年（九八八）から淳化五年（九九四）にかけてのことで、これを「国子監本」という。後に金軍によって版木が持ち去られたため、残念ながらこれには現存するものが無い。ただこの「国子監本」は原本そのままに南宋時代に覆刻された。また太宗を継いだ眞宗の時代には、『公羊傳』『穀梁傳』『周禮』『儀禮』『論語』『孝経』『爾雅』の七経の「疏」も刊刻されている。ところで、このような「単疏本」では学徒の学習・読書に不便であるというので、これに経伝文・注文を併載したものが刊行されることとなった。これを「単疏本」に対して「経注合刻本」という。南宋の「越刊八行本」と呼ばれるものが、この「経注合刻本」の最初のものであるという。乾道（一一六五―一一七三）・淳熙（一一七四―一一八九）年間に両浙東路茶鹽司で刊行されたものがそれである。ただし『春秋正義』の場合は少し時代が降って、慶元六年（一一二〇）、あたかも朱子の没年に、呉興の沈中賓によって紹興府において刊行された。

またこのような「経注合刻本」に、さらに唐・陸徳明の『經典釈文』を付加した「経注疏附釈音本」が現れるに至った。南宋の中葉以降、福建の民間の書肆によって刊行された「宋刊十行本」と称されるのがその最初のものである。またこのように、あたかも朱子の没年に、呉興の沈中賓によって紹興府において刊行された。



- (11) 『京都帝國大學文學部景印舊鈔本』第一集（京都帝國大學文學部、一九二二年）。
- (12) 『古事記』の引用は、西宮一民『古事記修訂版』（おうふう、二〇〇〇年）に拠った。
- (13) 「上五經正義表」の引用は、書陵部本『尚書正義』（前掲註7、①）に拠り、欠損部を書陵部本『春秋正義』（前掲註7、③）を参看して補った。補った箇所には（ ）を付し、返り点を私に付した。
- (14) 「六爻之動、三極之道也」（『周易』「繫辭上」）。本稿の「五經」（『周易』、『尚書』、『毛詩』、『礼記』、『春秋』）の経文、また注疏文の引用は、阮元本『十三經注疏』（中華書局、一九八〇年）に拠った。
- (15) 「是故、易有太極、是生兩儀、兩儀生四象、四象生八卦、八卦定吉凶、吉凶生大業。是故、法象莫大乎天地、變通莫大乎四時、縣象著明莫大乎日月、崇高莫大乎富貴、備物致用、立成器以為天下利、莫大乎聖人、探賾索隱、鈎深致遠、以定天下之吉凶、成天下之亹亹者、莫大乎蓍龜。是故、天生神物、聖人則之、天地變化、聖人效之、天垂象、見吉凶、聖人象之。河出圖、洛出書、聖人則之。易有四象、所以示也。繫辭焉、所以告也。定之以吉凶、所以斷也」（『周易』「繫辭上」）。「天乃錫禹洪範九疇、彝倫攸敘」（『天與禹洛出書、神龜負文而出、列於背、有數至于九。禹遂因而第之、以成九類、常道所以次敘』（『尚書正義』「洪範」）。
- (16) 「易與天地準、故能彌綸天地之道。仰以觀於天文、俯以察於地理、是故知幽明之故。原始反終、故知死生之說。精氣為物、遊魂為變、是故知鬼神之情狀。與天地相似、故不違。知周乎萬物、而道濟天下、故不過。旁行而不流、樂天知命、故不憂。安土敦乎仁、故能愛。範圍天地之化而不過、曲成萬物而不遺、通乎晝夜之道而知、故神无方而易无體」（『周易』「繫辭上」）。
- (17) 「七教、父子、兄弟、夫婦、君臣、長幼、朋友、賓客。八政、飲食、衣服、事為、異別、度、量、數、制」（『礼記』「王制」）。「八政、一曰食、二曰貨、三曰祀、四曰司空、五曰司徒、六曰司寇、七曰賓、八曰師」（『尚書』「洪範」）。
- (18) 「注隱公至元年 正義曰、傳云王周正月、知是周王之正月也。說公羊者云、元者氣之始、春者四時之始、王者受命之始、正月者政教之始、公即位者一國之始。春秋緯稱黃帝受圖有五始、謂此五事也」（『春秋正義』「隱公元年」）。
- (19) 「易之為書也不可遠、為道也屢遷、變動不居、周流六虛、上下无常、剛柔相易、不可為典要、唯變所適、其出入以度、外內使知懼、又明於憂患與故、无有師保、如臨父母、初率其辭、而揆其方、既有典常、苟非其人、道不虛行」（『周易』「繫辭下」）。

- (20) 「上以風化下、下以風刺上、主文而諷諫、言之者無罪、聞之者足以戒、故曰風。至于王道衰、禮義廢、政教失、國異政、家殊俗、而變風變雅作矣。國史明乎得失之迹、傷人倫之廢、哀刑政之苛、吟詠情性、以風其上、達於事變、而懷其舊俗者也。故變風發乎情、止乎禮義。發乎情、民之性也、止乎禮義、先王之澤也。是以一國之事、繫一人之本、謂之風、言天下之事、形四方之風、謂之雅。雅者、正也、言王政之所由廢興也。政有小大、故有小雅焉、有大雅焉。頌者、美盛德之形容、以其成功告於神明者也。是謂四始、詩之至也」(『毛詩』「毛詩序」)。
- (21) 「周南召南、正始之道、王化之基」(『毛詩』「毛詩序」)。「南山有臺、北山有萊。樂只君子、邦家之基。樂只君子、萬壽無期」(『毛詩』「小雅」「南山有臺」)。
- (22) 野間文史「『五経正義』の編纂」(『五経正義』の研究―その成立と展開)、研文出版、一九九八年)
- (23) 明刊本『文心雕龍』(四部叢刊初編、商務印書館)。